

日本における外国籍の児童生徒等に対する日本語教育：
 保育ソーシャルワークの必要性
 ÉDUCATION DE LA LANGUE JAPONAISE POUR LES ENFANTS ÉTRANGERS
 AU JAPAN: LA NÉCESSITÉ DU TRAVAIL SOCIAL DE SERVICE DE GARDE

橋本一雄, 中村学園大学短期大学部
 Kazuo HASHIMOTO, Nakamura Gakuen University Junior College

1. はじめに

日本では1990年に出入国管理及び難民認定法が改正され、就業活動に制限のない定住者資格が創設された結果、ブラジル系移民の増加など、1990年代後半から2000年代にかけて、外国籍の人々との多文化共生をめぐる議論が提起されるようになった。それは、文化や慣習の異なる人々との共生をめぐる議論であるという点では、イスラム系移民との共生をめぐる議論の渦中にあったヨーロッパ諸国と同様の問題構造であるものの、宗教的対立の場面が生じにくい日本では、外国籍の人々が集住する地域に固有の問題としてこの問題が捉えられる傾向にあった。

特に、日本で多文化共生の問題として注目されてきたのは、主にブラジル系移民の人々等との共生をめぐる問題であり、彼らの集住する愛知県や長野県において自治体レベルでの独自の取り組みがなされてきたところでもある。1990年の出入国管理及び難民認定法の改正を機に増加した日系人や外国人労働者等の増加を契機として、法務省が発表した2015年末段階での在留外国人数は223万人余りに及んでいる。

この際に問題となるのは、外国籍の児童生徒等への日本語教育をめぐる問題である。ここでいう外国籍の児童生徒等とは、親の出稼ぎや移住に伴い来日した外国籍の子どもの他、日本で生まれ育った両親もしくはその一方が外国籍の子ども、日本国籍との重国籍を持つ子ども、両親の国際結婚等により家庭内言語が日本語以外の言語である子どもなどを指す⁽¹⁾。

こうした外国籍の児童生徒等に対しては、日本語指導の充実のための教員配置、日本語指導者等に対する研修の実施、就学ガイドブック・受入手引書の作成、自治体の取り組みを支援する補助事業の実施等に加え、「多文化先進地」と呼ばれる自治体独自の取り組みが、教育委員会や学校教育の現場レベルで行われてきたところである。

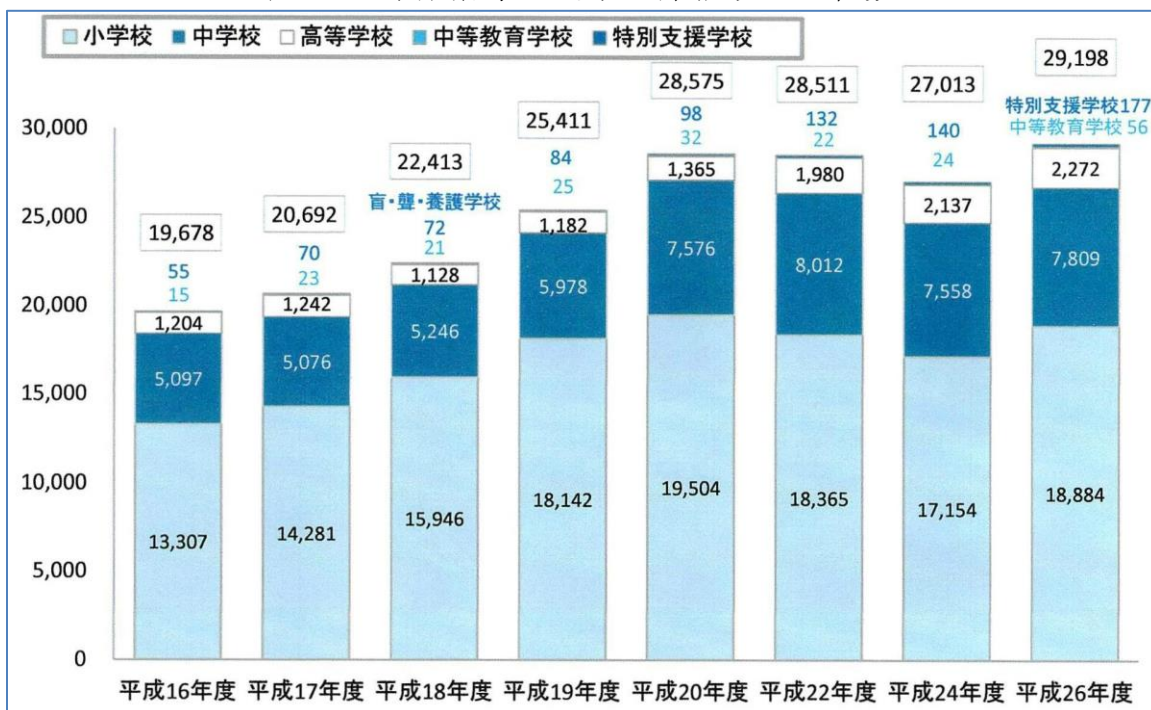
しかし、今日なお、日本語教育の支援を要する外国籍の児童生徒等は増加しており、文部科学省の調査によれば、公立学校に在籍している外国人の児童生徒数(表1)、そのうち日本語指導が必要な児童生徒数(表2)は以下のとおりである。

⁽¹⁾ 「外国籍の児童生徒等」は「外国につながる子ども」「外国にルーツを持つ子ども」などと表現されることもある。本稿では、「外国籍の児童生徒等」と称することを原則として、そのケースによっては「外国籍の子ども」等とその一部を指し示すことがある。

表1 公立学校に在籍している外国人児童生徒数



表2 日本語指導が必要な外国人児童生徒数



※出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度版）」（最終アクセス日：2016年8月13日）
 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm)

上記の表によれば、外国籍児童生徒等は平成16年度からの10年間で若干の増加傾向が認められるにとどまる一方、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等の比率は平成16年度の27.9%から平成26年度では39.8%へと大幅に増加しており、引き続きこの問題への対応を検討するため、政府は、平成27年11月に「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議」を発足させた。平成28年5月には同会議の報告の概要が示されている。

同会議の報告においては、外国籍児童生徒等への日本語指導の方策として、「就学する前段階から児童生徒の日本語能力を把握し、学校生活に必要な日本語習得に向けた取組に着手すること」が必要であるとし、就学前段階における日本語指導体制を整備することが求められている。

日本において、就学前教育・保育を担う幼稚園・保育所等が、こうした就学前の日本語指導機関としての機能を果たすためには、今後、どのような取り組みが求められるのか。本稿ではこうした問題意識にもとづき、保育ソーシャルワーク技術について取り上げる。

2. 保育者に求められるニーズの変化

近年、日本では、特に都市部において、保育所に入所できない待機児童問題が深刻化し、保育所・保育士不足が社会問題化している。全国で毎年保育士養成機関を卒業する学生は約4.2万人であるものの、その半数近くは保育士としての待遇等の面から保育職には就職しておらず、幼稚園等と併せ、保育者の求人状況は売り手市場の状況が続いている。

保育所ニーズ急増の一因は、就労女性の増加によるものであるが、しかしながら、恒常的な少子化傾向にあることに変わりはなく、厚生労働省は、今後保育士不足の現状が平成29年度にも解消し、保育士余剰の状況が見込まれるとの見解を示している。大学等の保育者養成機関の受入定員も自ずと見直しが迫られることも予想され、大学等には教育課程の見直しを含め、教育の質保証が一層求められることになるだろう。

こうした流れの中、保育者の保育ソーシャルワーク技術の獲得がこの質保証の一つの方向性を示すものではないかと考えられる。今後、就学前の教育・保育を担う幼稚園・保育所等が、外国籍児童生徒等への日本語指導の問題にどのような役割を果たしうるのか、そして、そこで就学前教育・保育を直接担うこととなる保育者を養成するために、大学等に課せられる使命とは何かが改めて問われることになる。

3. 幼保小の接続を見通した保育者・教員養成プログラムの構築

2000年代に入り、小学校に入学直後の1年生が集団行動を取れない等の小1プログラムが指摘されるようになり、就学前教育・保育を担う幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続の重要性が、以前にも増して指摘されるようになった。

ヨーロッパ諸国においては、例えば、フランスでは就学前教育を担う保育学校（Ecole maternelle）と初等義務教育に入る小学校（Ecole élémentaire）の教員免許は共通免許であるが、日本では幼稚園教諭免許、保育士資格、小学校教諭免許

はそれぞれ異なる免許・資格であり、その養成課程も一部で重複する内容があるとはいえ、連携しているものとは言い難い。就学前教育・保育と小学校教育との連続性をもったカリキュラムの構築は、特に保育者養成機関の側においても、十分に意識されているとは言えない状況にある。

こうした状況の下、上田女子短期大学と信州大学教育学部は、2009～2011年度の間、文部科学省の戦略的・大学連携支援事業として、保育者（幼稚園教諭及び保育士）養成課程と小学校の教員養成課程との連続性を意識した教育プログラムの構築に取り組んできた。

このプログラムでは、以下の3つの方針にもとづいて、教育プログラムの構築が目指された。

(1) 子育てや教育をめぐる現代的課題の顕在化に対応する力の養成：

①対人関係がうまく築けない高機能自閉症やLD、ADHD等の発達障害の子ども、②両親が外国籍、または本人が帰国子女等であるために言語・文化的コンフリクトの問題を抱える子どもへの対応。

(2) 保・幼・小・地域連携の必要性：

現行の保育者養成カリキュラムでは小学校以上の段階における学習上の問題が十分に扱われず、他方で、小学校教員養成カリキュラムでは、地域における児童福祉や療育、乳幼児期の子育て支援に関する理解が十分とは言えないことへの対応。

(3) 上田市及び長野市の地域固有の課題に対応する力の育成：

外国籍住民の集住地域である上田市では、公立保育園の約半数、私立保育園の7割に外国籍の子どもが在籍している点等を踏まえた地域のニーズに呼応した保育者・小学校教員の養成。

現状、保育者養成機関における日本語指導に関連する既存科目としては、当該保育者養成機関によって科目の名称や内容に差異はあるものの、一般に、「国語指導法」や「保育内容言葉」等の授業科目が設置されている。従来、前者は敬語の使い方等をはじめとする国語関連科目であり、後者は、絵本の読み聞かせ等、乳幼児期における子どもの発達段階等に応じた日本語教育・指導法の素地となる科目である。外国籍児童生徒等への日本語指導に向けては、こうした日本語教育関連科目を基軸に据えつつ、他の科目との体系性を持たせ、教育課程を再編することが一義的には必要である。

しかし、保育者となる学生が地域のニーズをくみとり、小学校教育を見通した就学前教育・保育を实践できる能力を培うためには、保育者養成の過程において、保護者に対する相談援助技術を習得することも欠くことができない要素である。

従来の保育者養成課程における、いわば付加価値として、地域のニーズをくみ取り、それに対応する力を育成することが必要であり、そうした教育プログラムの構築が目指されることとなった。

4. 保育ソーシャルワークの意義とその必要性

(1) 保育ソーシャルワークの意義

先述した付加価値としての保育ソーシャルワーク技術の習得の必要性は、特定の課題を抱えた地域に限った問題ではなく、それは、より普遍的に今後の保育者に広く求められる知識・技術であると言える。外国籍児童生徒等に対する日本語指導の必要性は、上田市や長野市、あるいは長野県や愛知県といった特定の地域に限った問題ではなく、現在では多くの都市部においても同種の対応に迫られている。子どもの実態と保護者のニーズが多様化する中で、保育者に求められる知識や技術もまた多様化している状況にある。

この点、前述の文部科学省の調査結果においても、日本語指導が必要な外国籍児童生徒等の母語は多様化していることが指摘されており、保育者が保護者とのコミュニケーションを図るために特定の外国語能力を習得するといった対処だけでは自ずと限界が生じることになろう。

今後、就学前教育・保育を担う保育者には、単に外国語の習得にとどまらず、広く地域の社会資源を結びつけ、課題の解決を図る保育ソーシャルワーク技術の習得が求められるはずである。

なお、現状においても保育者の保護者対応の技術に関しての規定が存在しないわけではない。厚生労働省が発表している保育所保育指針解説書においては、児童福祉法第18条の四で規定される「児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導」（＝保育指導）の意義について、「子どもの保育の専門性を有する保育士が、保育に関する専門的知識・技術を背景としながら、保護者が支援を求めている子育ての問題や課題に対して、保護者の気持ちを受け止めつつ、安定した親子関係や養育力の向上をめざして行う子どもの養育（保育）に関する相談、助言、行動見本の提示その他の援助業務の総体」と説明されている。

すなわち、ここでは、保護者支援の基本的姿勢としての相談援助技術の意義が規定されている。

しかし、現行の保護者支援に関連する「相談援助技術」等の規定の内容は、子どもに関する相談援助の内容を前提としており、子どもの背景にある保護者自身の問題（虐待やDV等）を捉えているとは言い難い。この現状を踏まえるならば、保育者は、当該の課題にも踏み込んで、それを解決に導く能力を身につけることも必要である。

外国籍児童生徒等への支援についても、この枠組みによって保育者が支援の方策を探ることが有用であろう。すなわち、日本語指導をはじめとする外国籍児童生徒等への支援を行う際には、保育者は、地域の社会資源を把握し、それらの機関と連携・協同して課題の克服を目指すという方法である。

保育者には、子どもへの支援等を行うことはもとより、子どものみならず、保護者自身が抱える問題を把握し、相談に応じ、支援を行うための知識・技術が必要である。そうした一連の保育ソーシャルワークの知識・技術を培うことが、保育者養成機関にも求められることになる。

(2) 保育ソーシャルワークの必要性

上記を踏まえ、就学前教育・保育の場面における日本語指導（日本語教育）の展望を次のように描くことができる。

一つは、保育者養成課程において現行で設置されている日本語教育関連科目（「国語表現法」や「保育内容言葉」等）を中心とした教育課程の再編と拡充である。社会的ニーズに対応しつつ、小学校教育との連続性をもった教育課程を編成し、就学前教育・保育の場面において日本語能力の習得を促す技術を習得させる科目等を研究、編成することが必要である。

他方、二つには、子どもと保護者に接し、相談に応じ、支援する過程において、保育者は、子どもの背景にある問題を捉え、解決に導く知識と技術を習得する必要がある。保育者は、子どものみならず、子どもの保護者が抱える問題を捉え、それに対しても地域の社会資源と連携して対処することができるよう、保育ソーシャルワークの知識・技術を習得することが求められる。

外国籍児童生徒等への就学前の日本語指導にあたって、小学校や行政、地域に所在する民間の日本語教室等と連携してその指導にあたるなど、保育者は、そうした社会資源と子ども・保護者を結びつける役割を果たすことで、より手厚い指導・支援が導かれるはずである。

5. おわりに

近年、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒等が増加傾向にある一方、その子どもの母語や居住地域も多様化する中で、教育・支援のあり方もまた多様化せざるを得ない状況にある。そうした中、就学前段階における日本語指導のあり方が問われており、その整備が求められている。

保育者養成機関が対応すべき方策としては、教育課程の再編と拡充を図るべく、保育者養成課程の科目内容及び指導法を研究し、その効果を検証して行くことが必要である。こうした取り組みを通じて、社会のニーズに呼応する保育者養成の使命を果たすことができるであろう。

併せて、これまでの外国籍児童生徒等への日本語指導の問題を振り返るとき、就学前教育・保育を担う保育者には、子どもや保護者とのコミュニケーションツールとしての外国語の習得にとどまらず、子ども自身に加え、その保護者が抱える問題についても把握し、相談に応じ、支援する知識・技術が求められる。その方途として保育ソーシャルワークという概念が提示される。

参考文献等

上田女子短期大学 GP 推進室＝信州大学長野(教育)キャンパス GP 事務室
(2012)

『長野県上田市における集約的保育者養成ニーズを反映した保育者養成に関する研究報告書：集約的保育者養成ニーズの把握』

上田女子短期大学 GP 推進室＝信州大学長野(教育)キャンパス GP 事務室
(2012)

『乳幼児期から小学校までの育ちを見通す地域人材の育成システム「信州モデル」の実現：平成21年度文部科学省大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム選定事業最終報告書』

厚生労働省（2008）『保育所保育指針解説書』（フレーベル館）

藤本久司（2015）「外国につながる子どもの学校外学習支援の課題－三重県内の4つの活動事例から－」三重大学人文学部文化学科研究紀要『人文論叢』第32号

厚生労働省ホームページ（最終アクセス日2016年8月13日，以下同じ）

○保育士等確保対策検討会

（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000103649.html>）

○まち・ひと・しごと創生本部

（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/>）

法務省ホームページ

○在留外国人統計

（http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touroku.html）

文部科学省ホームページ

○日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成26年度版）

（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/genjyou/1295897.htm）

○学校における外国人児童生徒等に対する教育支援に関する有識者会議

（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/121/index.htm）

○大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム

（http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/senryaku2.htm）

○幼稚園の教育内容等

（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/1258019.htm）